

SHINPOU

社会保険新報

2026.7

No.908



スモールワールズ TOKYO (江東区)



東京・有明にあるアジア最大級のミニチュアミュージアム「スモールワールズ TOKYO」。精密に作り込まれた小さな世界は、思わず時間を忘れて見入ってしまいそう。2026年6月に新しく誕生した「渋谷・SHIBUYA-」エリアも必見です。(写真は世界の街エリア・瑠石門市街地)【7ページにも掲載】

INDEX

- 協会けんぽ東京支部 マイナ保険証の利用／健康経営®セミナー開催 (P2) 要治療・要精密検査の従業員に早期受診のお願い (P3)
- 日本年金機構 算定基礎届・賞与支払届の提出／「わたしと年金」エッセイ募集中 (P4) 国民年金保険料の免除・納付猶予制度 (P5)
- 実務に役立つ! 賃金控除の労使協定 (P6) ■ 東京社会保険協会 『協会だより』7月号発送 (P6)
- TOKYOおすすめスポット スモールワールズTOKYO〈江東区有明〉(P7)
- 東京社会保険協会 会場型講習会 年金の仕組みと手続き／動画シリーズ 社会保険の基礎知識ほか／レジャー施設 施設利用会員証 (P8)

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**



マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証の利用登録はお済みですか？ マイナンバーカードを保険証として利用すると、次の**4つのメリット**があります。登録申請は簡単にできますので、この機会にぜひご登録ください。



マイナ保険証の4つのメリット

メリット 1 過去のお薬情報や健診結果を踏まえた医療を受けられる！

受付時に情報提供に同意することで、過去に別の医療機関や薬局で処方されたお薬や健診結果の情報等（直近5年分の結果）を、医師・薬剤師と共有できます。



メリット 2 確定申告の医療費控除の申請が簡単に！

マイナポータルで医療費を管理でき、確定申告の自動入力も可能です。



メリット 3 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

高額な医療費が発生する場合、窓口での一時的な自己負担や、限度額適用認定証の申請が不要になります。



メリット 4 緊急時、適切な応急処置や病院の選定などに活用！

マイナンバーカードを持ち歩いていると、緊急時に救急隊員が診療情報やお薬情報などを参照できるため、搬送中の応急処置や病院の選定を適切に行うことができます。



参加費無料

毎回ご好評のため、お早めにご応募ください！

健康経営®セミナー開催のご案内

※健康経営® は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営に関心のある経営者様等を対象に、健康経営セミナーを開催します。

※健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践することです。

内容 健康リテラシーの向上がもたらす効果等

日時 令和8年**9月17日（木）14時** 開始

会場 東京商工会議所渋谷ホール
千代田区丸の内3-2-2（丸の内二重橋ビル）東京商工会議所5階

詳しくは
こちら →



協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

健診で **要治療** **要精密検査** と判定された 従業員様に**早期受診のお声かけ**をお願いします

健診結果がお手元に届いたら、すぐに内容を確認するよう、従業員様にご案内ください。健診は受けるだけでなく、受けた後の行動も大切です。

どうして**早期の受診が必要**なの？

自覚症状がないまま進行するのが、生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症等）の特徴です。放置すると、ある日突然、心筋梗塞や脳卒中、人工透析につながる腎不全といった重大な合併症を引き起こす可能性があります。早期に医療機関を受診し、適切な治療を始めることが、重症化の予防に繋がります。



協会けんぽでは、健診結果において、**血圧**、**血糖**、**LDLコレステロール**、**胸部エックス線検査**が **要治療** **要精密検査** と判定された方のうち、医療機関の受診が確認できなかった方を対象に、受診をお勧めするご案内をご自宅にお送りします。

要治療 治療が必要なほど数値が悪化していて、早急に受診が必要な状態

要精密検査 治療が必要かどうかを確認するために、詳細な検査を受けなければならない状態

どのような**基準**で案内されるの？

次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ①生活習慣病予防健診あるいは特定健診を受診した方または協会けんぽが定期健診データを取得できた方
- ②健診受診前月から**4か月以内**に医療機関への受診が確認できなかった方
- ③次の基準のうち、いずれかにひとつでも該当する方



血圧		血糖		脂質	胸部エックス線検査
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール	要治療または 要精密検査
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上	



事業主の皆様へのお願い

要治療、要精密検査と判定された従業員様に対し、お声かけ等のご対応をお願いします。
受診しやすい環境づくりで、従業員様の健康を守りましょう！

詳細はこちら →



近隣の医療機関を探す際は、医療情報ネット（ナビイ）をご活用ください →





日本年金機構からの **お知らせ**
Japan Pension Service

算定基礎届・賞与支払届 の提出を忘れずに！

算定基礎届および賞与支払届は、標準報酬月額や標準賞与額の決定に必要な届出です。**提出期限内に事務センター（郵送・電子申請）または管轄の年金事務所まで**、すみやかにご提出ください。



算定基礎届（定時決定）

健康保険・厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は7月1日現在で使用している全被保険者の3か月間（4月・5月・6月）の報酬月額を**算定基礎届**により届け出し、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき、**毎年1回**、標準報酬月額を決定し直します。

提出期限 毎年7月10日まで
※10日が土日祝の場合は翌営業日まで



日本年金機構

算定基礎届

検索



賞与支払届

賞与についても、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付します。事業主が被保険者および70歳以上被用者に賞与を支給した場合は、**支給日より5日以内に被保険者賞与支払届**により、支給額等を届け出ます。

その月に支払われた賞与から1,000円未満の端数を切り捨てたものを**標準賞与額**といいます。標準賞与額の上限は、厚生年金保険と健康保険で異なりますのでご注意ください。なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合には、賞与不支給報告書の提出してください。

提出期限 支給日より5日以内



日本年金機構

賞与支払届

検索

令和
8
年度

「わたしと年金」 エッセイ募集中

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、**11月**を「ねんきん月間」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。「ねんきん月間」期間中は、公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開する予定です。この取り組みの一環として、広く皆様から**公的年金をテーマにしたエッセイを募集**します。公的年金の大切さや意義を、皆様と一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

募集内容 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金の関わりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

募集期間 令和8年6月1日(月)～
9月7日(月)

応募資格 中学生以上

発表 受賞作品については、11月に日本年金機構ホームページで発表

後援 厚生労働省、文部科学省、
全国高等学校長協会、
全国都道府県教育委員会連合会

賞 厚生労働大臣賞／日本年金機構理事長賞
／優秀賞／入選



日本年金機構

「わたしと年金」

検索



知っていますか？

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、**保険料を納めることが法律により義務づけられています**。外国人においても、滞在期間に関わらず、日本国内に住所を有する方は、国民年金制度に加入して保険料を納める義務があります。

収入の減少や失業等により、保険料を支払うことが経済的に困難な場合、申請により前年所得などを審査して承認されると、保険料の支払いが**免除**または**猶予**されます。これにより、将来受け取る老齢基礎年金や万が一の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金を受け取る権利を確保することができます。

保険料免除制度
【全額免除・一部免除】

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下や失業した場合など、保険料を納付することが困難なときは、申請により承認されると保険料の納付が全額または一部免除されます。一部免除（4分の3、半額、4分の1）の場合、減額された保険料を納付しないと免除は無効（未納）となります。

保険料納付猶予制度

20歳以上50歳未満（学生は除く）の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。



免除・納付猶予を申請する際は、次の点にご注意ください！

- **申請年度**について、免除・納付猶予の1年度とは、**7月から翌年6月までの1年間**です。翌年度も引き続き申請を希望する場合は、翌年7月にあらためて申請が必要となります。
- **申請期間**については、**過去年度分は申請が承認された月から2年1か月前**（保険料納付済みの月は除く）まで、**今年度分は翌年6月（1月から6月に申請した場合はその年の6月）分**までです。ただし、1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの1年間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。
- **申請書**は、住所地の市役所・町村役場の**国民年金担当窓口**または**年金事務所**（郵送也可）に提出してください。
- 失業・倒産・事業の廃止などの理由により申請する場合は、**証明書類**（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）の添付が必要です。

各種手続きを行う際は、マイナンバーカードをご使用ください！

本人が窓口で申請する際は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない方は、次の①および②の提示をお願いします。なお、郵送の場合は、マイナンバーカードの両面（表・裏）または①および②のコピーを添付してください。

- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード
※氏名や住所等が住民票の記載と一致する場合に限ります。
- ②身分（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カード など



詳細は



日本年金機構



保険料免除・納付猶予

検索

に掲載しています。



賃金控除の労使協定

春山 和美（ドリームサポート社会保険労務士法人）

賃金からの控除に関しては、いくつかの法令上の重要なルールがあります。法的根拠が曖昧なまま「これまでずっと慣習として控除してきたから」といった理由で親睦会費などを給与から天引きしていませんか？ここではあらためて賃金控除についての考え方やルールを見ていきます。

賃金の「全額払いの原則」とその例外

労働基準法第24条は、賃金の支払いについて、「その全額を支払わなければならない」と定めています。つまり、賃金の一部を控除することはできないというのが原則なのです。これは労働者に賃金の全額を確実に受け取らせ、その生活の安定を図るという目的があるためです。ただし、①法令に別段の定めがある場合、②労使協定がある場合は、賃金の一部を控除して支払うという例外が認められます。

法令に別段の定めがある場合

次の項目は個別の合意なしで賃金から控除（天引き）できます。これらは毎月当たり前のように控除されていますが、実は「例外」にあたります。

- ☒ 所得税 ☒ 住民税 ☒ 雇用保険料
- ☒ 健康保険料や厚生年金保険料等の社会保険料

労使協定がある場合

次の項目を給与から天引きする場合は、労使協定の締結が必要となります。なお、労使協定を結べば控除してよいというわけではなく、控除する理由が明らかなものに限られます。

- ☒ 社宅・寮などの利用料 ☒ 弁当代・制服代
- ☒ 組合費・共済会費 ☒ 社員旅行の積立金
- ☒ 親睦会費 ☒ 福利厚生イベントの費用負担

労使協定の結び方

賃金控除の労使協定は、企業が労働者の同意を得て任意の控除を行うための法的根拠となる重要なものです（右表参照）。

この労使協定書は、労働基準監督署への届出義務はありませんが、事業場で保管することと、作業場の見やすい場所に掲示する・社内システムの掲示板等に掲載するなどの方法により従業員へ周知することが求められます。就業規則には記載していても、労使協定を締結していないと、労働基準法の「全額払いの原則」に違反するとされ、30万円以下の罰金が科されてしまうことがありますので、注意しましょう。

労使協定書に記載すべき主な事項

- ☒ 対象となる項目
- ☒ 控除の方法・タイミング
- ☒ 協定の有効期間
※法的には有効期間の定めは必須ではない
- ☒ 使用者側・労働者代表側による署名



重要なポイント

労使協定を締結済みでも、時間の経過とともに控除項目が実態とそぐわなくなっている可能性もありますので、定期的に内容の見直しを行うことも大切です。

「実務に役立つ！」は、会員向け広報誌『協会だより』でも掲載しています



『協会だより』7月号（No.65）を発送します！

会員向け広報誌『協会だより』7月号（No.65）を7月8日（水）にホームページで公開するとともに、会員事業所に郵送します。主な内容は次のとおりです。お楽しみに！

- 実務に役立つ！：正しい労働者代表の選定
- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ：ご存じですか？協会けんぽの取り組み
- WEBセミナー・会場型講習会：社会保険に関する動画シリーズ／年金シニアライフ ほか
- 観劇会：舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』／劇団四季ミュージカル『アナと雪の女王』
- 高尾山健康づくりウォーキング ほか

世界の街エリア



産業革命が起こった1900年代頃のアジア・ヨーロッパを舞台に、5つの世界の街のミニチュアを展示しています。写真左はスノウマイン ピークス市街地、写真右はウォールサンクチュアリ市街地。このほかに環石門市街地（表紙）、ドラゴン村、王都議事堂があります。

関西国際空港エリア



関西国際空港をモデルに、飛行機の離発着や空港アナウンス、出発案内の電光掲示板までリアルに再現されたエリア。ターミナルの内部、手荷物受取所など、細かな部分にも注目するとよりその緻密さに驚かされます。照明や映像によって夕方や夜の景色に変わるのもポイントです。

TOKYOの
おすすすめ
スポット

1/80スケールの小さな世界へ旅に出よう

スモールワールズ TOKYO

small
worlds

東京都江東区

江東区有明にある、総面積7,000㎡のアジア最大級の屋内型ミニチュアミュージアム「スモールワールズ TOKYO」。世界観の異なる9つのエリアから3つを厳選して紹介します。この夏は暑さから逃れてミニチュア世界旅行に出かけてみては。

3Dフィギュア作成プログラム

あなたそっくりの
ミニチュアフィギュア
を作ろう！



▲Lサイズ

Sサイズ（縮尺1/80）、
M（1/35）、L（1/24）、
LL（1/12）の4つから
選べ、Sサイズの
フィギュアは施設内の希望する
エリアへの設置も可能です。

※料金やプランの詳細はホームページ
からご確認ください

エヴァンゲリオン格納庫エリア



©カラー

スモールワールズ TOKYO のエヴァンゲリオンエリアは常設展示。暗い通路を抜けた先にある格納庫エリアでは初号機、零号機、2号機の整備の様子が見られます。使徒の襲来の合図が響くと雰囲気は一変、戦いに向けて射出されるシーンがダイナミックに演出されます。

2026年6月 新しく誕生！

渋谷 -SHIBUYA- エリア



渋谷の街を
1/80スケールで隅々まで
再現した新エ
リアが6月
に誕生しまし
た！

制作期間は
実に6か月。
スクラブル

交差点から渋谷スクラブルスクエア、渋谷駅、さらにはその地下までをも網羅しています。

新エリアでさらにパワーアップしたスモールワールズ TOKYO を訪れてみましょう。

アクセス

江東区有明1丁目3-33 有明物流センター

- ゆりかもめ「有明テニスの森駅」徒歩3分
- りんかい線「国際展示場駅」徒歩9分

営業時間、料金などの詳細は

スモールワールズ TOKYO のホームページへ

<https://smallworlds.jp/>



会場型講習会【会員限定】

年金の仕組みと手続き

年金はどんなときにどのような手続きをすれば受給できるのかなど、公的年金制度の種類や概要、申請・届出から受給までの流れについて、わかりやすく解説します。

日程 9月8日(火)・9日(水)

※各日10時～16時 ※昼休憩あり

会場 家の光会館(新宿区)

対象 東京社会保険協会 会員

定員 各日130名 ※各日内容は同じ

申込期間 8月10日(月) 15時まで

講師 年金事務所 職員

※複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。

今後の予定

年金シニアライフ 10月2日(金)

年末調整の基礎知識 10月28日(水)

詳細は、会員向け広報誌『協会だより』7月号(No.65)やWEB版『社会保険新報』8月号でもお知らせします。



講習会・セミナー

▶ 会場型講習会

社会保険に関する動画シリーズ

2026年版 社会保険の基礎知識

昨年とは内容を一新してお届けします。健康保険や年金の給付、各制度の内容や仕組みなど、社会保険制度全般について、テーマごとに解説します。

テーマ

- 社会保険の適用・加入要件
- 被扶養者の認定基準の見直し
- 年金の給付「老齢年金」ほか6本

メンタルヘルス

「従業員を守る対策」や「自分を守る(入門)」をテーマに、職場側と従業員側それぞれの視点からわかりやすく説明します。

「社会保険の基礎知識」「メンタルヘルス」のどちらも

講師 高澤 舞 (ドリームサポート社会保険労務士法人) 特定社会保険労務士

※一部限定公開(会員はユーザー名・パスワード必要)

※各動画10分程度。テーマや内容等は、変更の場合あり。



講習会・セミナー

▶ WEBセミナー

レジャー施設(全国社会保険協会連合会)



施設利用会員証【WEB版】

東京社会保険協会の会員が対象施設を宿泊する際に、全国社会保険協会連合会と連名で発行する施設利用会員証【WEB版】をご提示いただくと、**優待料金**でご利用できます。

優待施設一覧

- ◆ 船員保険会
- ◆ 高輪・品川プリンスホテル限定
- ◆ プリンスホテルグループ
- ◆ アイコニア・ホスピタリティ
- ◆ HMI ホテルグループ
- ◆ ダイワロイネットホテルズ
- ◆ クア・アンド・ホテルグループ
- ◆ 個別契約施設

利用方法

- 1 会員限定ページに掲載の URL にアクセスし、会員事業所名を入力。
- 2 表示された施設利用会員証【WEB版】を、スクリーンショットまたはダウンロード
- 3 施設利用時に「施設会員利用証」を提示(提示不要の施設もあります)

※有効期限は、施設利用会員証に表示のアクセス日より30日間です。



会員特典

▶ 施設利用会員証による優待施設

新規入会を随時受付中！

ホームページ

会員特典

▶ 入会のご案内

からお申し込みください。

【お問い合わせ】会員事業課 ✉ jigyo@tosyakyo.or.jp ☎ 03(5292)3596

記事提供／日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行／一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03(3204)8877(大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyo.or.jp>

